

奈良県告示第二百九十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をした。

平成二十五年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

開設者の名称	株式会社桜井青果桜井地方卸売市場
取扱品目	青果物及びその加工品
市場の名称	桜井地方卸売市場
市場の所在地	桜井市大字芝二七二番地
許可年月日	平成二十四年十二月二十五日